

## 町の考え方を問う

## 一

## 般

## 質

## 問

9月定例会では観光問題・福祉問題など、町政全般へ7人14項目にわたり質問しました。

## 観光

## 温泉の不当表示問題等に関する町の調査結果と今後の対応について

次の2点について伺う。

**Q** 1 今回の事件で箱根町が温泉表示に関して調査した調査内容、調査方法等の結果について

**A** 2 鉱泉浴場の経営者に対する入湯税の徴収手続き、観光協力金の趣旨と徴収根拠、今後の対応について

1点目について、旅館・ホテル182施設、民宿33施設、ペンション23施設、日

帰り入浴施設22施設、260施設について、町内部資料により温泉使用の有無を確認し、温泉使用がないと考えられる29施設



一般質問ではこのほか次の事項も質問しました。(順不同)

- 箱根温泉の信頼を守るための対策について
- 各種団体への助成と強化について
- 箱根町におけるユニバーサルデザインによるまちづくりについて
- 平和を次世代に継承する町の施策について
- 緊急貸付金制度の創設について
- 温泉不当表示と協力金について
- 介護保険制度の見直しについて

設に対し、温泉が温泉でないか、不当表示をしているか、入浴剤を使用しているか、使用している場合、その表示をしているか、以上4点について確認を行った。

その結果については、一部の宿泊施設において水道水を鉱石に通し温泉として営業していた施設もあったが、営業実態はその旨を利用者に周知し営業しており、利用者とのトラブルはないということ、記者発表をした。

今回の確認調査では、部の施設の表示にまぎらわしい部分は認められたが、不当表示による営業行為はないものと判断する旨

の発表をしたものであるが、テレビや新聞においては、箱根町でも不当表示があるなどの報道もされたものである。このことについては、町としても認識が不十分であったと反省している。

2点目について、経営を開始する場合の手続きは、鉱泉浴場経営開始申告書の提出をいただいて、入湯税特別徴収義務者に指定し、その月の実績を翌月の末日までに申告していただき、入湯税として納入をしていただいている。

次に、観光協力金の趣旨と徴収根拠、今後の対応については、鉱泉浴場を利用された宿泊者に入湯税をいただいております。その用途は環境衛生施設、観光

施設、消防施設等に必要となる設備及び観光の振興に要する費用に充てているが、その整備には入湯税に倍する一般財源を充てている。

したがって、観光客の皆様、あるいは施設側も鉱泉、非鉱泉施設の区別なく、入湯税等により整備された施設を利用され、便益を受けているものと考え、非鉱泉施設に対して、町が協力を求め、議会や観光関連団体の方々からの意見等も参考に、昭和53年度から非鉱泉施設の宿泊客に入湯税相当額の協力金を任意の方法で徴収をお願いしていたものである。

今後の対応については、徴収した金額について、県や専門家と協議し、対応を検討していきたいと考えている。

